

森と木の利活用促進事業の募集について

1 募集期間

令和8年5月14日（木曜日）～令和8年12月28日（月曜日）

※予算に達した時点で募集終了となります。

2 補助対象者（事業実施主体）

次のいずれかの要件に該当するもの

- ・都内に住民票があり居住実態がある森林所有者又は林業経営者、又は都内に事務所を有する木材関連業者等で組織する団体
- ・都内に所在する個人事業主
- ・都内に本店又は支店が所在する法人

3 補助対象事業

事業実施主体が主催又は共催し、都内で実施する多摩産材の利点や利用する意義への理解を深め、多摩産材の普及を促進するための下記の取り組みが対象

- ・普及啓発するイベントの開催、展示会等への出展、木材関連施設等への展示、木材情報の収集・発信等
- ・木工教室、林業現場見学又は体験ツアー、植樹等の木育活動
- ・多摩産材の知識習得を目的とした講演会、セミナー、研修会等

5 補助額 補助対象経費の4分の3以内

1申請者当たりの上限額：100万円

6 補助対象経費（詳細は「森と木の利活用促進事業費補助金交付要綱」を参照）

補助対象経費区分		
大項目	小項目	備 考
人件費	① 技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃
	② 賃金	賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む
	③ 謝金	外部講師等の謝金

事務費 ※1	④ 旅費	事業の指導監督に必要な経費
	⑤ 需用費	消耗品費、燃料費、食料費（原則として会議等における茶菓代に限る）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
	⑥ 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料
	⑦ 委託料	資料作成、登記事務、測量等の委託料
	⑧ 使用料及賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
	⑨ 備品購入費	事業の実施のために直接必要な備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く）

※1 ⑨の備品購入費について、補助事業者が自社調達（補助事業者が木材関連業者等の組織する団体である場合の、その構成員も含む）を行ったものは、その原価（調達品の製造原価）を補助対象経費とする。

※2 消費税は、原則補助対象外経費とする。

※3 参加費を徴収する場合は、参加費収入を補助対象経費から控除する。

7 申請方法

所定の実施計画書等を作成のうえ、郵送、又はメールにて提出してください。

(1) 提出書類（「森と木の利活用促進事業実施要領第3に規定する書類」）

森と木の利活用促進事業お実施計画書（実施要領第1号様式（様式中に添付の指示があるものを含む。））

※記載内容ごとに、見積書若しくは積算書を添付すること。添付が無い場合、補助事業の対象とならない場合がある。

(2) 書類の提出先

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 21階 TEL 03-5320-4855

Mail S0000488○section.metro.tokyo.jp（○を@に置き換えてください）

8 補助金交付までの流れ

実施計画書の承認 : 実施計画書提出後、都から事業者へ通知

補助金交付申請 : 実施計画書の承認通知受領後、補助金の交付申請書を提出

補助金交付決定通知 : 補助金交付申請後、都から事業者へ通知

事業着手 : 補助金交付決定通知を受けてから事業へ着手

事業完了 : 事業完了後、実績報告書の提出、補助金額の確定・支出

※交付申請、実績報告時の提出書類については、「森と木の利活用促進事業費補助金交付要綱」をご参照ください。

※実績報告時に経理関係書類（契約書、納品書、請求書、領収書、銀行の振込明細等、交付決定後の事業着手及び年度内の支払い完了等の事実が確認できるもの）をご提出いただきます。なお、現金払いによる支出は、原則、補助金の支出対象として認められませんので、あらかじめご了承ください。

9 問合せ先

○事業実施場所が主に区部・島しょ

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当

新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 21 階中央 TEL 03-5320-4855

○事業実施場所が主に多摩地域

東京都 産業労働局 森林事務所 森林産業課 振興担当

青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎 2 階 TEL 0428-22-1162

- ◆ 応募に当たっては、「令和 8 年度 森と木の利活用促進事業の募集に関する Q & A」に必ず目を通してください。